○近畿地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号、百七十五号及び百七十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福知山市字堀小字上高田二一八九番三から同市字堀小字宮ノ下二四一二番一まで	前	一一・八メートル～五三・七メートル	四〇・二キロメートル	
	後	四二・五メートル～五三・七メートル	四〇・二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	福知山市字堀小字今宮二一九三番三から同市字堀小字宮ノ下二四一二番一まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月九日十五時

○近畿地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高槻市南松原町六七番五から同市京口町三三七番一四まで	前	一七・六〇～二三・四〇メートル	〇・三六五キロメートル	
	後	一七・七〇～三八・二〇メートル	〇・三六五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前	B　一四・五〇～二一・〇〇メートル A　四二・〇〇～一三二・〇〇メートル	六・三一五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　一四・五〇～二一・〇〇メートル A　四二・〇〇～一三二・〇〇メートル	六・三一五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月七日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	C　九・五〇～一八・〇〇メートル B　六・八九～二二・〇〇メートル A　一〇・〇〇～二二・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	C　九・五〇～一八・〇〇メートル B　六・八九～二二・〇〇メートル A　一〇・〇〇～二二・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

国会事項

衆議院

議案受領

十一月五日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国船による違法操業に関する質問主意書（西野弘一提出）

「留学生三〇万人計画」に関する質問主意書（林原由佳提出）

政治資金収支報告書を巡る混乱に対する安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

中国漁船による我が国の排他的経済水域等における密漁に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

議事日程

十一月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

平成二十六年十一月六日（木曜日）

正午開議

第一　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（第百八十三回国会、内閣提出）

第二　国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案（馬淵澄夫外七名提出）

第三　まち・ひと・しごと創生法案（内閣提出）

第四　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（内閣提出）

第七　サイバーセキュリティ基本法案（第百八十六回国会、本院提出）（参議院送付）